

1 | 身近な生きものの里制度について

- 身近な生きものをシンボルとした生物多様性保全活動や地域づくり活動が行われている地域を「**身近な生きものの里**」として認定・支援する岡山市の制度
- 現在認定を受けている里 **22**地域

根拠：地域主体による生物多様性の保全を推進する条例

地域主体による生物多様性の保全を推進する条例抜粋

(身近な生きものの里の認定)

第7条 市長は、身近な野生生物をシンボルとして、地域住民、土地所有者等の主体的な活動により、それぞれの地域の特性に応じた環境づくりを図ることができるものと認められる地域を、当該地域の住民団体からの申請に基づき、身近な生きものの里として認定することができる。

2 (略)

3 市長は、第1項の規定により身近な生きものの里を認定しようとするときは、あらかじめ、岡山市環境保全条例(平成12年市条例第46号)第52条の2第3号の岡山市自然環境保全審議会に諮るものとする。

4 (略)

2 | 認定要件（1）

住民団体の要件

- 認定の申請に係る区域の住民で組織された団体又は申請区域に保全活動の拠点を置く団体
- 申請に当たって、町内会の推薦を受けた住民団体

根拠：地域主体による生物多様性の保全を推進する条例施行規則

地域主体による生物多様性の保全を推進する条例施行規則抜粋
(住民団体の要件)

第3条 条例第7条第1項の規定による身近な生きものの里の認定を申請することができる住民団体は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 条例第7条第1項の規定による認定の申請に係る区域(以下「申請区域」という。)の住民をもって組織された団体又は当該申請区域に生物多様性の保全活動(以下「保全活動」という。)の拠点を置く団体であること。
- (2) 申請区域で保全活動を行うことについて、当該申請区域に係る町内会の推薦を得た団体であること。

2 | 認定要件（2）

シンボルとする野生生物の要件

- ア及びイを満たし、かつ、ウ又はエのいずれかを満たすこと。

ア 申請区域内に生息又は生育している在来種。ただし、かつて生息又は生育していた種であって、現在はその生息又は生育が認められない、又は認めることが困難なものの復元を目的とする場合にあっては、復元することが学術的に問題ないと判断されるものに限る。

イ 申請区域において、保全活動への地域住民、土地所有者等の参画を促すことができるものと認められる種

ウ 絶滅のおそれのある野生生物

エ その生息又は生育が良好な自然環境の指標となり得る野生生物

根拠：地域主体による生物多様性の保全を推進する条例施行規則

地域主体による生物多様性の保全を推進する条例施行規則（抜粋）

（認定基準）

第4条 条例第7条第2項の規定による身近な生きものの里の認定に当たり基準とすべき事項は、次のとおりとする。

（1）シンボルとする身近な野生生物が次に掲げる要件のうちア及びイを満たし、かつ、ウ又はエのいずれかを満たすこと。

ア～エ 上に同じ

（2）（略）

2 | 認定要件（3）

区域の要件

- 次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 将来にわたって良好な生物多様性の保全が期待されること。
 - イ 申請区域の住民間で保全活動に関する共通の理解が図られ、申請区域に含まれ、又は申請区域を含む各小学校区内において、概ね統一した保全活動の実施が見込まれること。

根拠：地域主体による生物多様性の保全を推進する条例施行規則

地域主体による生物多様性の保全を推進する条例施行規則（抜粋）

（認定基準）

第4条 条例第7条第2項の規定による身近な生きものの里の認定に当たり基準とすべき事項は、次のとおりとする。

（1）（略）

（2）申請区域が次に掲げる要件を満たすこと。

ア 将来にわたって良好な生物多様性の保全が期待されること。

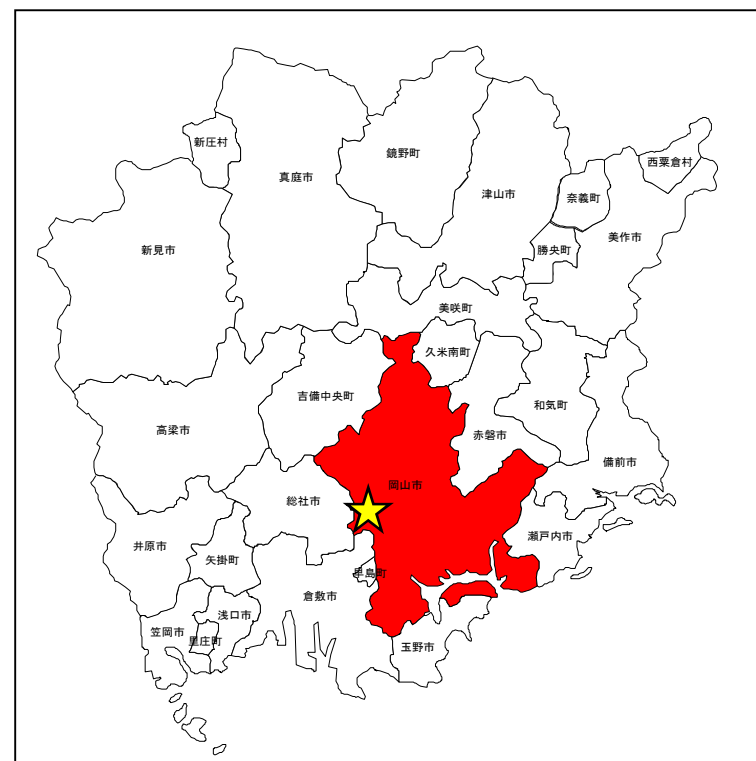
イ 申請区域の住民間で保全活動に関する共通の理解が図られ、申請区域に含まれ、又は申請区域を含む各小学校区内において、概ね統一した保全活動の実施が見込まれること。

3 | 申請内容（高松）

申請団体	高農環境を考える会（岡山県立高松農業高等学校）
申請区域	北区高松地区（庄内小学校区）
シンボル	スイゲンゼニタナゴ



会のロゴマーク



4 | シンボル（スイゲンゼニタナゴ）の概要

【コイ目コイ科】 体長4～5cm

- 国内希少野生動植物種（種の保存法）
- 環境省レッドリスト2020 絶滅危惧 I A類
- 岡山県レッドデータブック2020 絶滅危惧 I 類



Illustrated by Y.TAKAHASHI

タナゴの仲間の中では小型で、ひげはありません。体側の細い青淡色の縦線が特徴的です。植物が多く、流れが緩やかな砂底の河川や小川に生息し、イシガイやマツカサガイなどの二枚貝に卵を産み付けます。水路の改修などで生息する環境の悪化と二枚貝の減少により、生息数は激減しています。

5 | 活動内容について（1）

- 高農環境を考える会は、環境や生きものに興味のある生徒を募り、「エコ同好会」として2001年に設立
- スイゲンゼニタナゴ等、野生生物の保護・繁殖活動や個体数調査を実施
- 現在は主に、地域住民、公民館、地元の小学校等と連携した生きもの観察会等を実施

時期	活動内容
5月、9月	※ 希少種の生息情報であるため非開示
7～8月ごろ	公民館主催の水辺教室への参加（外来種の駆除）
6月、9月	小学生対象の水質調査と生きもの観察会の実施
10月	同 交流会（発表会）

5 | 活動内容について（2）

※ 希少種の生息情報であるため非開示

② 水辺教室（公民館、中学校）



連 携

③ 生きものの調査（小学校）



5 | 活動内容について（3）

※ 希少種の生息情報であるため非開示

6 | 今後の展望について

- 小学生向けの生きもの観察会等の企画・拡充
- 校内のビオトープで行っていたスイゲンゼニタナゴの保護・繁殖活動の再開
- 今後の生態系保全を支える地元若年層の育成

7 | 認定基準の適合状況

(1) シンボル：ア及びイを満たし、かつ、ウ又はエのいずれかを満たすこと	
ア 申請区域内に生息又は生育している在来種（以下、略）	○
イ 申請区域において、保全活動への地域住民、土地所有者等の参画を促すことができると認められる種	○
ウ 絶滅のおそれのある野生生物	○
エ その生息又は生育が良好な自然環境の指標となり得る野生生物	○
(2) 申請区域	
ア 将来にわたって良好な生物多様性の保全が期待されること	○
イ 申請区域の住民間で保全活動に関する共通の理解が図られ、申請区域に含まれ、又は申請区域を含む各小学校区内において、概ね統一した保全活動の実施が見込まれること	○